



発行 東京都

目次

31

規則（教）

- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

規則（教）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の見出しを「（業務量管理・健康確保措置）」に改め、同条第一項中「令

和二年文部科学省告示第一号」を「令和七年文部科学省告示第百十四号」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一10の部(2)の項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同表13の部(4)の項中「三千円」を「四千三百円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第九号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十一年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

